

海老名市市制施行50周年記念誌作成業務委託に係る

プロポーザル実施要領

令和2年7月

海老名市

海老名市市制施行50周年記念誌作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「海老名市市制施行50周年記念誌」の作成に係る業務について、これまでの市の歩みや歴史・文化等の記録を後世に残すとともに、市内外に発信するため、公募型プロポーザル方式により高度な創造性、専門的な技術及び経験による提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も的確であると判断される提案を選定することを目的とする。

2 事業名

海老名市市制施行50周年記念誌作成業務委託

3 記念誌のテーマ

今も昔もこれからも “住みたい 住み続けたいまち 海老名”

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

5 プロポーザルに係る説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

6 主催及び担当部署（各書類提出先）

(1) 主催者 海老名市

(2) 担当部署 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1
海老名市市長室シティプロモーション課 広報係
TEL 046-235-4574(直通) FAX 046-233-4401
E-mail : pr@city.ebina.kanagawa.jp

7 業務の概要

- (1) 業務の概要 海老名市市制施行50周年記念誌作成業務に係る、企画・取材・撮影・原稿作成・紙面デザイン及びレイアウト等の編集・印刷及び製本・納品に至る一切の業務
- (2) 納品場所 市が指定する場所

(3) 実施期間 契約締結の日から令和3年10月31日まで

8 想定上限費用（消費税及び地方消費税含む。）

一金 (4,000,000) 円

想定内訳 令和2年度 (1,760,000) 円

令和3年度 (2,240,000) 円

9 契約金額の支払い方法

海老名市契約規則による。

10 関連資料

(1) 海老名市市制施行50周年記念誌作成業務委託仕様書

(2) 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（以下「要綱」という。）

11 審査方式

本プロポーザルは、次の審査方式で行う。

審査 企画提案者がプレゼンテーションを行った後、ヒアリングを実施し、最も優れた1提案及び次点1提案をそれぞれ特定する。ただし、参加意向申出者が多数となった場合は、必要に応じて事前に書類審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する場合がある。

12 予定スケジュール

令和2年7月8日(水) プロポーザル公募の公表開始

令和2年7月17日(金) 実施要領及び仕様に対する質疑書の提出期限

令和2年7月22日(水) 参加意向申出書の提出期限

令和2年7月29日(水) 参加資格確認結果通知書及び関係書類提出要請書の送付

令和2年8月21日(金) 提案書等の提出期限

令和2年8月28日(金) プレゼンテーション、ヒアリング及びプロポーザル審査会

令和2年9月4日(金) 審査結果の発表

※ スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

13 参加資格等

本プロポーザルに参加しようとする者は、告示日現在において次に掲げるすべての要件を満たすこと。参加意向申出書の提出は、参加を表明する1社につき1提案のみとする。

- (1) 告示日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 法令等の規定による営業停止を受けていないこと。
- (5) 当該業務遂行に必要な資格や能力等を有する者で、市長が認めた者。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。
- (7) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 平成27年4月1日以降に国、県又は市町村の記念誌、市勢要覧または同程度の業務実績があり、過去の作成業務から培った多くの知識及び技術力を当該事業に反映させることができること。

14 質問の受付及び回答について

本プロポーザルに関して質問のある場合は、6に記載する担当部署あて電子メールにより質疑書を提出すること。質問の回答は市ホームページにおいて随時公開する。ただし、軽易な質問については、直接質問者に電話又は電子メールで回答する

場合がある。質問は1回限りとし、再質問には原則応じない。

(1) 質疑書の提出期限 告示の日から令和2年7月17日(金)17時15分(必着)

(2) 質疑書の様式 (様式5)のとおり

(3) 質疑書の送信メールタイトル

送信メールのタイトルは、「プロポーザル(海老名市市制施行50周年記念誌)に係る質疑書の送信」とする。

(4) 事務取扱時間等 市役所開庁日(土曜開庁日を除く)の午前8時30分から17時15分までとします。

15 参加意向申出書の手続について

(1) 資料の入手及び提出先について

資料入手 海老名市ホームページからダウンロードすること。

提出先 6に記載する担当部署

(2) 参加意向申出書の提出手続き

ア 提出方法 持参又は書留郵便による郵送

イ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(要綱第1号様式)

(イ) 会社概要説明書(様式1)

(ウ) 参加資格確認事項申告書(様式2)

(エ) 業務実績確認書(事務所)(様式3)

(オ) 履行場所と事業所等との地理的状況確認書(様式4)

ウ 提出部数 1部

エ 提出期間 告示の日から令和2年7月22日(水)必着

持参の場合は、市役所開庁日(土曜開庁日を除く)の午前8時30分から17時15分まで

(3) 適合通知の発送 上記の参加意向申出書提出者に参加資格確認結果通知書(要綱第2号様式)とともに、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書(要綱第3号様式)を令和2年7月29日(水)に発送する。

- (4) 説明要求 市から参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、市に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）に提出すること。

16 提案書の提出について

- (1) 提出期限 令和2年8月21日(金)まで(17時15分必着)
(2) 提出方法 持参又は書留郵便による郵送
(3) 提出場所 6に記載する担当部署
(4) 提出書類及び部数

ア 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書(要綱第4号様式) 1部

イ 業務実施体制・資格確認書(様式6) 原本1部、原本の写し(社名を消したもの) 7部

ウ 提案書(様式7)(本提案書を表紙として、その他提案内容を記載した資料の添付も可とする。この場合、A4判用紙で作成すること。) 原本1部、原本の写し(社名を消したもの) 7部

基本コンセプト、全体の構成、作業スケジュールなどについて、簡潔に示すこと。

エ 海老名市市制施行50周年記念誌(案)(提案書に記載の紙質及び印刷色で作成) 7部

記念誌のテーマ「昔も今もこれからも“住みたい 住み続けたいまち 海老名”」に基づき、次のページのサンプルを作成すること。提案のデザインには、必ずしも記念誌のテーマを記載する必要はない。また、テキストおよび画像はダミー可とする。

【表紙・裏表紙】

表紙には、ふさわしい記念誌のタイトル(表題)を記載すること。

【特集1：市民の笑顔のページ“笑顔^{ゴーマル}50”】

A4判見開き2ページを作成すること。

【特集2：歴史と魅力のページ】

公共施設の建設やまちの発展など市の50年の変遷を、年表を交えて作成すること。作成するページ数は、A4判見開き6～10ページ程度とする。

オ 業務実績確認書（担当技術者）（様式8） 原本1部、原本の写し（社名を消したもの）7部

カ 業務実績として、他自治体等で発行した記念誌等発行物（3種類以内）7部

キ 見積書（様式9） 原本1部、原本の写し（社名を消したもの）7部。

ク その他の書類 必要に応じて関係書類の提出を求める場合がある。

（5）提出書類作成上及び提出上の留意点

ア 企画提案を提出した者は、この実施要項の記載内容に同意したものとみなす。

イ 伝送、電子媒体による提出は受け付けない。

ウ 用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 業務実績確認書（様式3）に記載する実績は、平成27年度以降に業務が完了した類似業務（1件以上）及び代表的な作品を併せて5件程度記載すること。

カ 業務実績確認書（担当技術者）（様式8）に記載する実績は、その者が平成27年度以降に携わった代表的な作品（用途は不問）を3件程度記載すること。

キ 提出した書類等の差し替え、修正等は認めない。また、本業務を行うこととなった場合、参加意向申出書に記載された統括責任者及び担当主任技術者は、特別な理由があると市が認めた場合を除き、原則として変更することはできない。

17 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

（1）審査は次のとおり実施する。

ア 日時 令和2年8月28日（金）

イ 場所 海老名市役所

ウ 出席者 3名以内

エ 審査時間等 企画発表10分以内、質疑応答15分程度とする。

※開始時刻については、追って連絡する。

- (2) 注意事項 プレゼンテーションは、本プロポーザル参加者が提案書を選定委員に説明する。この場合において、新たな資料の提出は認めないが、スクリーンで投影することは認める。

18 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、選定委員会を設置し審査を実施する。
- (2) 審査方法及び評価基準 プロポーザルの審査に当たっては、提出を受けた提案書等について、選定委員会において次の基準により総合的に判断する。

なお、評価基準の詳細については、別表評価基準のとおりとする。

ア 企画・提案

イ 業務実施体制・実績

ウ 審査会及び業務への取り組み姿勢

エ 見積額について

- (3) 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、前号の基準により、総合的に審査する。なお、本プロポーザル参加者が多数となった場合に必要に応じて行う事前の書類審査は、16の提出書類イからキで審査する。

19 結果の通知

審査結果は、対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、審査の経緯及び内容に関する問い合わせには応じない。市から選定されない旨の通知を受けた者は市長に対して書面によりその理由についての説明を求めることができる。この場合、書面は市が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く。）に提出すること。

20 最優秀提案の取扱い

- (1) 18の審査方法による審査の結果、最も得点の高かった提案を最優秀提案とし、市長は、最優秀提案の提案者と本業務に係る契約に向けた調整を行う。た

だし、審査の結果において各評価項目の配点を合計した得点の全選定委員の平均点が100点満点中60点を超えない場合は、最優秀提案を選定しない。

(2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款による。

21 本公募型プロポーザルの結果及び契約について

選定された最優秀提案の提出者は、提出書類に基づき、具体的事業内容を市と協議するものとし、市と提案提出者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、請負契約を締結することとする。

なお、選定した提案提出者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と請負契約に向けた協議を行う。

22 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 公告の日から契約締結までの期間に13の参加資格等を失った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 実施要領に違反した場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (6) その他選定委員会が本実施要領に違反すると認める場合

23 その他

- (1) 参加意向申出書の提出ほか、プロポーザルに係る一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示する場合がある。なお、同条例第14条に基づき非公開としたい情報は非公開としたい情報届出書（様式10）により届け出ること。

- (4) 提案書の採否は、文書で通知する。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（様式11）を提出すること。
また、期限までに提案書等の提出がない場合については、参加意向申出書の提出があっても辞退したものとみなす。
- (6) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(海老名市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある。)
- (7) 契約書は取り交わすものとし、海老名市が作成する。ただし、契約締結に必要な費用は請負者の負担とする。
- (8) 本要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずる。
- (9) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が定める。